



桐葉(とうよう)

平沢中学校のいじめ問題への取組

1 いじめの定義

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。(いじめ防止対策推進法 令和元年五月二十四日公布(令和元年法律第十一号)改正より)

2 基本的な考え方

- ・いじめはあってはいけないもの。しかし、いじめは起こりうるものとして危機意識をもち、早期発見、早期解決に努める。
- ・児童生徒がいじめられていると感じていたら、いじめであると認識して守り通す。
- ・保護者や教育委員会と連携して、早期解決に取り組む。

3 いじめの未然防止

(1) 生徒の心の居場所づくり

- ・自己肯定感がもてる学年・学級経営の推進。
- ・分かる授業、楽しい授業の実践。
- ・「いいとこ発見夢づくり推進事業」を通して自己肯定感を高める。

(2) 心の教育の推進

- ・道徳教育や人権教育を充実させ、「思いやりの心」「命の大切さ」といった心の教育を推進し、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・QUアンケートや構成的グループエンカウンターを活用して良好な仲間づくりに努める。
- ・生徒会が主体となった「楽しい学校づくり」を推進する。

(3) 保護者・地域との連携

- ・家庭・地域との連携をより深めていくために、それぞれの役割りを考えていく。
- ・授業参観や保護者研修会の開催、ホームページや学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・学年・学級および部活動懇談会を定期的に設け、家庭や学校での様子を共通理解できる機会を設定する。
- ・「あいさつ運動等」を実施し、心の通い合う平沢中学区を築いていく。
- ・HPや各種たよりの充実に努める。

(4) 教職員の危機意識の向上

- ・生徒の変化の様子やSOSを見逃さない専門性の向上を図る。
- ・「いじめは許さない」という姿勢を崩さず、いじめの可能性を察知した場合に備え迅速に対応できる体制を整えておく。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止等について

- ・新型コロナウイルス感染症については、これを理由とした差別等の不当な扱いによるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法や本校のいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応する。

4 早期発見・早期解決

(1) 早期発見

- ・「いじめ発見のための観察のポイント(チェックリスト)」を活用して、教職員による早期発見に努める。
- ・生徒や保護者が相談しやすい雰囲気作りに努め、発見の機会を逃さないようにする。
- ・いじめ調査や個別面談を定期的に行い、早期発見に努める。
- ・地域からの情報を積極的に収集し、早期発見に努める。
- ・教職員による定期的な会議を開き、生徒に関する情報について共通理解を図る。
- ・いじめ実態調査アンケートを1ヶ月に1回程度実施し、いじめを抑止するとともに、早期発見の手がかりにする。

(2) 早期解決

- ・学校長に報告する。
- ・学校長は組織的対応を行う。

- ア. 対応チームを組織し、指導方針の共通理解、役割を分担して迅速に対応する。
(当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、記録する。)
(関係職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。)
- イ. いじめられている生徒の安全確保と心のケアに努める。
- ウ. 保護者や教育委員会と連携する。
(いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。)
(保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。)
- エ. 加害者は特定できたら個別に指導していじめの非に気付かせる。
(「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。)
- オ. 再発防止に取り組む。
- カ. 解決したあとも、継続して観察・指導・支援を行う。
(スクールカウンセラーや相談員を活用し、生徒の心のケアを図る。)

(3) 関係機関との連携

- ・教育委員会と連絡を取り、指導を受けると共に連携して対応にあたる。
- ・場合によっては日立市こども福祉課に相談し、心のケアに努める。
- ・事案によっては、警察・児童相談所と連携する。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 「いじめ防止対策委員会」の位置づけ

- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。
- ・いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(2) 相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。

● 早期発見・早期対応にご協力ください ●

『いじめを見かけたり、気になることがあったら学校に情報提供してください』
平沢中学校 電話番号 22-4139